

定 款

レック 株 式 会 社

レック株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、レック株式会社と称し、英文表示ではLEC, INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 室内装飾品の製造、販売、輸出入
2. キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの)の企画及び著作権、商標権、意匠権の管理
3. 贈答用のインテリア小物、文具用品の製造、販売、輸出入
4. スポーツ用品の販売、輸出入
5. 室内装飾品、贈答用のインテリア小物、文具用品、スポーツ用品等の資材の販売、輸出入
6. 合成樹脂の材料の製造、販売、輸出入
7. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
8. 化粧品、医薬品、医薬部外品、衛生用品、洗剤の研究開発、製造、販売、輸出入
9. 防虫防臭剤、芳香剤の研究開発、製造、販売、輸出入
10. 化学薬品、工業薬品、食品添加物の研究開発、製造、販売、輸出入
11. 衣料品の製造、販売、輸出入
12. 食品の販売、輸出入、及び菓子、清涼飲料の製造、販売、輸出入
13. 商品の仕分、梱包および発送業務の請負
14. 出版業
15. 家庭用の電化製品および用品の企画、開発、製造、販売
16. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 ① 当社の公告は電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式数および自己株式の取得)

第5条 ① 当社の発行可能株式総数は 115,565,360 株とする。

- ② 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 ① 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 ① 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、本定款に定めあるときを除き必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第12条 ① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 ① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 14 条 ① 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 ① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 16 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 17 条 ① 当社の取締役は 15 名以内とする。

② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 ① 取締役は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 ① 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 20 条 ① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意がある

場合には、招集手続きを経ないでこれを開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 ① 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 27 条 ① 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1,000,000 円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 28 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第 29 条 ① 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

② 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。また、監査等委員全員の同意がある場合には招集手続きを省略することができる。

(監査等委員会の決議)

第 30 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

(常勤監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 33 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 34 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 ① 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 37 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 5,000,000 円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 39 条 ① 当社は取締役会の決議によって、会社法第 459 条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当社は毎年3月 31 日または9月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
- ③ 当社は、会社法第 459 条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

（配当金の除斥期間）

- 第 40 条 ① 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。
- ② 未払の配当金には利息をつけない。

以上レック株式会社の定款を作成し、次に記名捺印する。

令和6年6月26日

代表取締役会長 青木 光男